

貸借対照表（2026年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
流 動 資 産	19,127	流 動 負 債	13,726
現 金 及 び 預 金	5,836	短 期 借 入 金	2,400
前 払 費 用	46	1年内返済予定の長期借入金	140
預 け 金	5,025	未 払 金	7,799
未 収 入 金	351	未 払 法 人 税 等	231
関 係 会 社 未 収 入 金	7,235	預 り 金	3,027
関 係 会 社 立 替 金	100	役 員 賞 与 引 当 金	26
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	3,111	そ の 他	101
そ の 他	194	固 定 負 債	1,519
貸 倒 引 当 金	△2,772	長 期 借 入 金	350
固 定 資 産	4,253	繰 延 税 金 負 債	971
有 形 固 定 資 産	493	資 産 除 去 債 務	198
建 物	452	負 債 合 計	15,245
工 具 、 器 具 及 び 備 品	217	（ 純 資 産 の 部 ）	
そ の 他	4	株 主 資 本	8,203
減 価 償 却 累 計 額	△180	資 本 金	300
投 資 そ の 他 の 資 産	3,759	資 本 剰 余 金	4,293
投 資 有 価 証 券	1,882	資 本 準 備 金	2,217
関 係 会 社 株 式	1,651	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,076
敷 金 及 び 保 証 金	217	利 益 剰 余 金	3,610
そ の 他	8	利 益 準 備 金	21
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,588
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,588
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△67
		その他有価証券評価差額金	△67
		純 資 産 合 計	8,135
資 産 合 計	23,381	負 債 ・ 純 資 産 合 計	23,381

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 会計期間の変更

当事業年度より決算期を9月30日から3月31日に変更いたしました。これに伴い、移行期間となる当事業年度は、2025年10月1日から2026年3月31日までの6ヶ月間となっております。

(2) 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法

② その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

・ 市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法によっております。

ただし、投資事業有限責任組合への出資は、組合等の財産の持分相当額を有価証券として計上し、組合等の営業により獲得した損益の持分相当額を損益として計上する方法によっております。

ロ. デリバティブ取引…………… 時価法により算定しております。

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物…………… 3～15年

工具、器具及び備品…………… 3～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用見込可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

(4) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

ロ. 投資損失引当金

投資の損失に備えるため、投資先会社の実状を勘案の上、その損失見積額を計上しております。

ハ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担すべき額を計上しております。

ニ. 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担すべき額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は持株会社であり、当社の収益は子会社からの業務委託報酬及び受取配当金となります。業務委託報酬においては、契約内容に応じた受託業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されていることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。また、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

なお、業務委託報酬に関する通常の支払期限は履行義務が充足されてから概ね1ヶ月以内であります。

(7) その他計算書類作成のための重要な事項

該当事項はありません。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

当社は、インキュベーション事業につきましては、従来「売上高」として「営業収益」に、「売上原価」として「営業費用」に含めておりましたが、当事業年度より「営業外収益」及び「営業外費用」として計上する方法に変更しております。これは、インキュベーション事業の廃止によるものです。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。（区分表示したものを除く）

①短期金銭債権	5,146百万円
②短期金銭債務	3,007百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①営業取引	営業収益	302百万円
	営業費用	8百万円
②営業外取引	その他営業外収益	48百万円
	その他営業外費用	1百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	4 株	－株	－株	4 株

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、1. 重要な会計方針に係る事項「（6）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。